

## パブリック・コメント等を踏まえた各委員提出意見

## 第 1 3 施策展開に当たっての基本的な視点

| 意見内容  | 委員名  |
|---|------|
| <p>【修正案】 P 5 2 行目</p> <p>その際、国民にとっての有用性をいかに確保するか、すなわち、ニーズに応じた、十分な精度を持つ統計を如何に的確に整備していくかということを基本的な視点とし、これを関係者が共通して認識することが肝要である。どれほど精緻な統計を迅速に作成しても、それが利用されなければ無価値である。</p> <p>【修正理由】</p> <p>前回の基本計画部会の資料 3 の p 1 の下から二つ目のコメントにあるように、精度の観点がこの部分の記述では乏しいため。</p> | 大守委員 |

## 第 2 3 ( 7 ) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

| 意見内容   | 委員名  |
|--|------|
| <p>【修正案】 P 2 2 2 行目</p> <p>近年増加を続けている非正規雇用の実態については、雇用形態、業務内容、労働時間等について一元的に把握する統計が不足しており、充実が必要である。また、非正規雇用の概念を整理しつつ、その実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査を毎年実施することが必要である。</p> <p>【修正理由】</p> <p>前回の基本計画部会の資料 3 の p 9 の最後のコメントにあるように、概念の的確な整理なしに調査しても効果は薄いから。</p> | 大守委員 |

## 第 3 1 ( 2 ) 民間事業者の活用

| 意見内容   | 委員名   |
|--|-------|
| <p>【修正案】 P 2 5 2 0 行目</p> <p>一方、「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握した上で、活用の可能性を十分に検討する。その際、特に、ただし、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務については、原則として民間開放とはせず国が主体となって実施することが望ましい。民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する。</p> | 阿藤委員  |
| <p>【意見】</p> <p>「民間事業者の活用」に関して反対の意見が多数含まれておりこれに関連して基本計画の修正を求める委員もおられるかと考え意見を提出するものです。</p> <p>「民間事業者の活用」に関しては私が所属しました第 4 WG の検討テーマでしたので基本的考え方は座長である廣松委員から説明していただいた方が良いのかもしれませんが私の意見を述べ</p>   | 佐々木委員 |

| 意見内容   | 委員名  |
|--|------|
| <p>させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係府省は「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月閣議決定)や「統計調査の民間委託に係わるガイドライン」(平成17年3月各府省統計主管課長等会議申合せ)等に基づき、統計調査業務において、民間事業者を活用してきており、現時点で既に約7割の統計調査において、何らかの業務で民間事業者を活用している。さらに、近年では「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月閣議決定)等に基づき、指定統計調査(科学技術研究調査、就業構造基本調査等)の業務のうち実査業務(調査票の配布・収集、督促等の業務)において民間事業者を活用している。</li> <li>2. 一方現時点での民間事業者の統計調査業務の履行能力は、「調査員による実査」業務の場合、確保可能な調査員は大手事業者でも1社あたり1000人程度であり、かつ地域的に偏在している状況であるとの指摘もある。<br/> しかしながら、統計業務の民間委託の流れを受けて調査会社が本件をビジネスチャンスと捉え、日本マーケティング・リサーチ協会が中心となって、今年3月に連携して「公的統計基盤整備委員会」を立ち上げ本格的にこの事業を積極的に受託しようとの活動を始めている。</li> <li>3. その際たる例が将来基幹統計を目指そうとしている「サービス産業動向調査」でクロネコヤマトと日経リサーチの共同企業体による落札(739百万円)である。なおこの調査には併せて6社が応札しており民間事業者の意欲が表れている。</li> <li>4. 当然、現段階では、民間事業者は経験不足なところもあり統計調査の専門家から見れば心配なところもあるかもしれないが、統計の企画立案等の中核的な業務は依然として国が担うわけであるので国がよくウオッチしながら民間事業者の創意工夫を引き出していくべきであろう。一方で「郵送による実査」業務、「照合対応」業務は民間事業者に優れたノウハウやリソースがある場合も多いため積極的に民間事業者を活用すべきである。</li> <li>5. さらに付け加えると、第4WGにおいて、自治体の審議協力者から「統計調査の環境がさらに悪化した場合、都心部等においては実査においても民間事業者活用の可能性を残すべきだ」という意見が出ている。我々統計委員会の委員がどれほどリソースの確保を強調しても当該組織の論理の中で統計関係のリソースが削られていっているのは紛れもない事実である。そのような観点からも今から積極的に民間事業者を活用することでリソースを確保し、併せて統計業務の効率化と質の向上に努めねばならないと考える。</li> </ol> |      |
| <p>【意見】</p> <p>基本計画案に対するパブリック・コメントの中で「(1) 民間事業者の活用」についてのコメントが非常に多かったので、それだけ多くのコメントに対しては、何らかの回答が必要かと考えます。「イ 取組の方向性」で記されている、「特に、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務については、民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する。」の最後の表現はこれら調査に民間事業者の活用は適当でないことを含意しているもので、議論の方向もそうであり、部会における共通の認識であったと理解しています。しかしながら、コメントの多くは民間事業者の活用を前向きに打ち出していると危惧しており、そのような踏み込んだ誤解を避けるような表現を工夫する必要があるかと判断します。</p>  | 舟岡委員 |
| <p>【修正案】P25 20行目</p>   | 門間委員 |

| 意見内容  | 委員名  |
|---|------|
| <p>一方、「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握した上で、活用の可能性を十分に検討する。その際、特に、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるため、これらの調査に係る「調査員による実査」業務については、民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する必要がある。なお、大きな悪影響がないと判断できない場合は、調査実施主体が効率的な運営に努めつつ、責任を持って実施することが望ましい。</p> <p>【修正理由】</p> <p>パブリック・コメントの整理番号 14 の意見を考慮して、民間事業者の活用において、調査結果等に対して大きな悪影響がないと判断できない場合には、調査実施主体が責任を持って調査を実施するべきであることを明確にするという趣旨での修正。</p>  |      |
| <p>【修正案】P 25 20行目</p> <p>一方、「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握した上で、活用の可能性を十分に検討する。その際、特に、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査に係る「調査員による実査」業務については、国が主体となって実施し、民間開放の対象とはしないこととする。民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する。</p> <p>【修正理由】</p> <p>パブリック・コメントでは、ほとんどが、この部分の記述について、最終的に民間委託をするのか、方向性があいまいであると批判しています。一見、民間業者の活用に利点があるとしたものは、明らかに民間の調査機関など、利害関係者の意見と判断できません。したがって、すべてのコメントは、基本的な国の統計調査を民間業者へ委託することには問題があると指摘しているものと見なせます。</p> <p>さらに、基本的な考え方として、国の基本的な統計調査の実査に係る業務を民間業者に委託することについては、正確性、信頼性などで問題があることも指摘しています。これらのコメントの多くは、WG 1における議論を踏まえても、極めて妥当なものです。パブリック・コメントを踏まえ、基本計画部会として、この問題についての考え方を明確にするよう、表現を見直すことが適当と考えます。</p> <p>統計業務の中でも、民間の業務に適した部分について民間開放を進める余地はありますが、実査業務は最も被調査者の意識の機微に触れる部分です。国が責任を持って調査を実行することで、国民の信頼感を確保することが不可欠です。このことが、最終的な統計の正確性・品質の確保につながります。</p> <p>統計調査の実施に関しては、国と地方公共団体がこれまで「民間では経験することができない種類の調査を実施することを通じて」膨大な経験と知識を蓄積してきました。基本的な統計調査について、必要以上の民間委託を進めると、蓄積された経験が失われ、後継者が育ちません。結果的に、極めて近い将来の統計の質の低下を招くことが危惧されます。同時に、民間業者に委託した場合の費用は削減に結びつかないことも、これまでの事例で明らかにされつつあります。このようなことから、上記の修正案を提出するものです。</p> | 美添委員 |

第 3 2 ( 2 ) 国と地方の連携の必要性

| 意見内容   | 委員名         |
|--|-------------|
| <p>【修正案】 P 2 9 2 5 行目</p> <p>各府省は、基幹統計は国の責任で作成することを前提に、地方公共団体と協働して体系的整備に取り組む。国は関係の予算や人員の確保に責任をもち、地方自治体は国のそうした取り組みを尊重する。( )</p> <p>地方公共団体と連携して実査体制の機能を維持するため、地方公共団体を經由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化など多面的な方策を計画的に実施する。また、地域の視点からの統計の整備・利用を促進するため、統計調査結果の地方別表章の充実など、幅広い統計ニーズの把握・改善に努めるとともに、地方公共団体の統計部局( )による統計の利用・普及活動を支援する。</p> <p>統計調査事務地方公共団体委託費制度(注7)については、地方公共団体の実状や意見も踏まえつつ、地方公共団体の自由度の拡大の可能性( )、基準単価、交付対象範囲等の運用の改善について検討し結論を得る。</p> <p>また、統計調査員制度の在り方についても、統計調査員の処遇改善や社会的重要性の周知、国と地方の連携、民間事業者の活用の可能性( )等の観点から検討を行う。</p> <p>現在、政府では、国の出先機関の見直しの検討が行われているが、統計委員会としては、公的統計の信頼性確保の観点から、その作成・提供に支障を来さないよう留意する必要があると考えている。また、民間事業者の活用に関しては、第3の1.(2)の内容に特に留意する必要があると考えている。</p> <p>【修正理由】</p> <p>前回の基本計画部会の資料3のp12の上から二つ目のコメントにあるように、国の責任を明確化すべき。同時に地方自治体が独自の定員削減等でリソースを削減すること(統計シンポジウムでの指摘)にも歯止めをかけるべき。</p> <p>前回の基本計画部会の資料3のp13の一つ目のコメントにあるように、地方に関する統計の利用は統計部局以外でも積極的に行われるべきである。</p> <p>統計シンポジウムで「現在の法定受託事務は、効率よりは「決められたとおり実施する」という性格が強い。交付金のような形で一括してもらえればマネジメントにより効率化する余地はある。この場合、首長が統計を軽視すれば、他分野にリソースが流用され、専任職員が確保できなくなるといったリスクはあるが、首長の見識を疑いだしたらきりが無い。」との意見の表明があった。こうしたことがどのように可能かどうかを検討することはリソースの有効活用の観点からも重要であると思われるため。</p> <p>統計シンポジウムで、「調査員は高齢化が進み、手当ても少ない中で、若手の補充がままならない。いずれ厳しい状況になることが予想される。もっと民間委託を広げ、民間の業界を育成していくという方向性が望ましいのではないか？」との意見があった。</p> <p>調査員による調査の民間委託化に関しては慎重な検討が必要ではあるが、p24にある以下のような記述との整合性を確保する上でも、この程度の修文が妥当だと考える。</p> <p>「一方、「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握した上で、活用の可能性を十分に検討する。その際、特に、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として</p> | <p>大守委員</p> |

| 意見内容   | 委員名 |
|--|-----|
| 利用されている調査に係る「調査員による実査」業務については、民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する。」 |     |

### 第3 3 (3) 統計に対する国民の理解の促進

| 意見内容  | 委員名  |
|---|------|
| <p>【修正案】 P 3 1 3 5 行目</p> <p>近年、調査対象者の個人情報保護意識や、企業活動上の情報管理意識の高まりに伴い、統計調査への協力が得にくくなっており、これが統計精度や調査の円滑な実施に影響を与えている。</p> <p>このような中、統計が国・企業・個人が合理的な意思決定を行う上での重要な情報基盤であり、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうことが重要である。また、特に基幹統計については、その重要性に鑑み、国民に報告義務が課せられていることを周知することも必要である。</p> | 阿藤委員 |

### 別表 第2 3 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備・充実

| 意見内容   | 委員名  |
|--|------|
| <p>【修正案】 P 4 8</p> <p>女性の就業（就職・離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。</p> <p>この観点から、特に「21世紀出世児縦断調査」については、標本数を補充し、世代による違いを検証するため、従来からの2001年の出生児に加えて新たな標本（例えば2010年の出生児）を追加することを検討する。</p> | 阿藤委員 |
| <p>【意見】</p> <p>パブリック・コメント p6 「21世紀出生児縦断調査」の新しいサンプルの追加を加える。</p>   | 大沢委員 |